諮問第131号

第1 審査会の結論

和歌山県警察本部長(以下「実施機関」という。)が行った、 別紙に記載の公文書開示請求(以下「本件開示請求」という。) に対する非開示決定(以下「本件処分」という。)については、 不存在による非開示決定を行うべきである。

ただし、本件処分に関して公文書の特定は妥当ではないが、改めて特定を行ったとしても対象となる公文書は不存在と認められるので、結果として取り消す必要までは認められない。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例(平成13年和歌山県条 例第2号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、 平成26年6月13日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、審査請求人に対し、和歌山県橋本警察署(以下「橋本警察署」という。)管内和歌山県伊都郡九度山町九度山766 (以下「本件現場」という。)における平成25年度の一時不停止(違反)取締り件数に対する公文書としては、「告知報告書・交通法令違反事件簿」(以下「告知報告書等」という。)を特定し、これらは刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第53条の2(以下「法第53条の2」という。)に規定する「訴訟に関する書類」に該当するとして、条例第40条による適用除外(以下「条例の適用除外」という。)とする非開示決定を行い、平成26年6月30日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、平成26年7月4日付けで行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である和歌山県公安委員会に対し審査請求を行った。

第3 審査請求の内容要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求人には、本件開示請求に対して「知る権利」があるので、本件処分を取り消し、速やかに審査請求人の知りたい情報を開示すべきであるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、審査請求人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 本件開示請求は、別件で先に開示のあった平成25年度橋 本市内一時不停止(違反)149件と全く同じ情報であるので、 速やかに開示すべきである。(但し、交通反則告知書・免許証 保管証、そのものの開示請求ではない。)
- (2) 現在、橋本市内に設置してある一時停止の標識数は311あり、1標識あたりの年間違反検挙数は、0.48件であるにもかかわらず、本件現場では、平成26年4月3日午後3時30分頃からの20~30分の間に十数件の誘発された違反を確認しており、橋本警察署の警察官2名によりその間4,5件の違反者を検挙している実情がある。本件開示請求は、公安委員会が設置を許可した本件現場の一時停止の標識設置が不適切であることを立証するために行ったものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件処分について

本件開示請求内容は別紙のとおりであり、実施機関では交通違 反の件数に関して、交通違反を取り締まった際に作成される交通 反則切符の情報を元に、年度ごとに道路交通法違反等取締結果状況表を作成している。ところが、本件現場の一時不停止(違反)については、審査請求人の求める情報を記した統計資料は作成しておらず、場所ごとにわかるというデータやシステムもなかった。よって、実施機関は本件処分に関して、特定場所の違反取締り件数に関する公文書として「告知報告書等」を特定し、これらを法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当するとの理由で、条例の適用除外とする非開示決定を行った。

2 告知報告書等の記載について

ところで、理由説明書においては、公文書の特定ないし性質決定の際の作業手順を示しており、告知報告書等は6枚一組の複写式の交通反則切符の中の5枚目及び6枚目であるが、2枚目の「交通事件原票」が道路交通法違反事件を処理するために作成される捜査書類であり、上記6枚とも複写式であることから、告知報告書等は法第53条の2に規定する「訴訟に関する書類」に該当することを記載した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

- 2 本件開示請求対象公文書の内容及び特定の妥当性について
 - (1) 本件開示請求の内容は別紙のとおりであるが、まず実施機関では、特定場所における違反の件数情報は、現状統計化してい

ないため公文書化していないとの主張に、特段不自然で不合理な点は認められない。

- (2) そこで、実施機関は本件開示請求対象公文書を、「告知報告 書等」と特定した。しかし、交通反則切符のうち「告知報告書 等」のみを限定的に特定することは、妥当ではない。すなわち、 「告知報告書等」は交通反則切符の6枚一組の5枚目及び6枚 目であり、1枚目は、「交通反則告知書・免許証保管証」、2 枚目は「交通事件原票」、3枚目は「交通反則通告書」、4枚 目は表面が「取締り原票」、裏面が「交通反則切符用行政処分 書」、5枚目は「告知報告書等」の本部用、6枚目は「告知報 告書等」の所属用となっている。そして、これらは4枚目裏面 の「交通反則切符用行政処分書」を除いて、すべて複写により 交通違反の種別、違反場所等の記載があり、これらを資料とす ることにより、審査請求人の求める取締件数を導くこともでき ると解されるので、当該公文書としては、交通反則切符全体(4) 枚目裏面の「交通反則切符用行政処分書」を除く。以下「本件 公文書」という。)を特定すべきであった。なお、4枚目裏面 の「交通反則切符用行政処分書」は、その記載項目に交通違反 の種別・違反場所欄がなく、複写されていないため、審査請求 人の求める違反件数を抽出することができないことが確認され るので、本件開示請求対象公文書からは除外されると認められ る。
- (3) ところで、法第53条の2には、「訴訟に関する書類及び押収物については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)(中略)の規定は、適用しない。」とあり、条例第40条においても、「法律の規定により、行政機関の保有する情報の公開に関する法律の規定を適用しないこととされている書類等については、この条例の規定は、適用しない。」となっている。そして、「訴訟に関する書類」は、訴訟記録に限らず、不起訴記録、不提出記録といった事件記録はもとより、広く被疑事件・被告事件に関して作成された書類の

すべてがこれに該当すると解されている。

したがって、道路交通法違反事件に関して作成された本件公文書は条例の適用除外となると認められる。なお、交通反則切符の4枚目表面これ自体は、行政処分に関係するものではあるが、交通反則切符は上述のとおり6枚複写式となっており、この4枚目表面にも、道路交通法違反事件の被疑者の特定及び犯罪事実の認定に係る内容が複写により記載され、検察庁に送致される書類と密接不可分な内容が記載されていると認められることから、法第53条の2に該当すると判断されるものである。以上から、本件公文書は条例の適用除外である。

- (4) また、本件公文書以外にも、本件現場における平成25年度 の一時不停止(違反)取締件数が分かる公文書についても存在 する限り本件開示請求対象とされるべきであるが、本件公文書 以外にも本件開示請求対象公文書は存在しているとは認められ ない。
- (5) 以上により、本件処分とすれば、「作成又は取得していないため」との理由による、いわゆる不存在決定を行うべきであったところ、実施機関の行った本件処分は、本件開示請求対象公文書の特定を告知報告書等に限定した上で、条例の適用除外のみを理由としてなされており、妥当とは言えないが、本件処分によっても、本件開示請求対象公文書は、不存在であることが結論づけられるし、改めて上記特定に基づく決定を行ったとしても、対象となる公文書は不存在であると認められるので、本件処分を取り消す必要までは認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日 審査の経過

平成26年8月7日	○諮問(実施機関)
平成26年9月19日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年10月6日	○審査請求人からの意見書を受理
平成27年7月1日	○審議
平成27年8月26日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成27年9月30日	○審議
平成27年11月12日	○審議
平成27年11月26日	○審議
平成28年1月12日	○審議

【別紙】

本件開示請求の内容

請求日	請求內容
平成 26 年 6 月 13 日	和歌山県橋本警察署管内伊都郡九度山町九度山766における平成
	25年度の一時停止違反取締り件数がわかる情報。(但し、平成25
	年度橋本市内一時不停止違反149件に対する割合が分ればよく、交
	通反則告知書・免許証保管証の写しの枚数を数えれば容易に分る情報
	である。)